

第82回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会

## 第2回 総会



# JAPAN GAMES

日 時：令和7年12月25日(木) 16:00

場 所：市民交流活性化センター

「アルパ」3階 多目的ホール

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## 目次・次第

1 開会	
2 会長あいさつ	
3 成立宣言	
4 報告事項	
報告第 1号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会委員等の変更および補充について	1
報告第 2号 第 82 回国民スポーツ大会 ホッケー競技会会期の決定について	1
報告第 3号 令和 7 年度 国民スポーツ大会 経過報告について	2
報告第 4号 わた SHIGA 輝く国スポ ホッケー競技視察(米原市)について	3
報告第 5号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画	5
報告第 6号 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会専門委員会の設置	8
«参考資料»	14
5 その他	
6 閉会	

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会委員等の変更および補充について

第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会第1回総会の日から、令和7年12月25日までの間における委員等の変更および補充について、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会会則第8条第2項および第3項の規定に基づき報告します。

### 【副会長】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
駒ヶ根商工会議所	会頭	春日 俊也	福澤 秀宏
駒ヶ根市	教育長	齊藤 博	本多 俊夫

### 【委員】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
駒ヶ根商工会議所	専務理事	池上 和広	富永 満
上伊那貨物自動車株式会社	代表取締役社長	小池 長	

### 【監事】

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
駒ヶ根商工会議所	事務局長	倉田 幸雄	池上 和広

## 第 82 回国民スポーツ大会 ホッケー競技会会期の決定について

### 1 第 82 回国民スポーツ大会 ホッケー競技

令和7年12月11日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の第3回国民スポーツ大会委員会において、第 82 回国民スポーツ大会 ホッケー競技の競技会期が決定しましたので、次のとおり報告します。

- (1) 開催地 駒ヶ根市・飯島町
- (2) 開催競技 ホッケー競技
- (3) 正式競技

競技名	種別※	競技会場	競技日程・日数
ホッケー	全種別	・駒ヶ根市馬住ヶ原運動場 ・飯島町柏木運動場	令和10年10月6日(金)～ 10月10日(火) 5日間

※種別については、日本ホッケー協会において決定するため、現段階では全種別が対象。

## 令和7年度 国民スポーツ大会 経過報告

※ [ ] は市関係分

年 度	月 日	内 容
令和7年度	7月16日	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、令和10年(2028年)開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催地として長野県が決定 大会会期を令和10年10月1日(日)～10月11日(水)の11日間と決定
	8月26日	第82回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会設立総会・第1回総会を開催
	9月9日～11日	<b>【国民スポーツ大会 リハーサル大会】</b> 青森県三沢市(六ヶ所村)において開催した、2025年度(男子第67回・女子第47回)全日本社会人ホッケー選手権大会の競技会場視察および表彰式を視察
	9月22日	市町村競技施設整備費補助金 市町村ヒアリング(Web会議)
	10月3日	<b>【第79回国民スポーツ大会】</b> 滋賀県米原市において開催した、第79回国民スポーツ大会 ホッケー競技を、市実施本部(部課長)が視察
	10月4日～5日	<b>【第79回国民スポーツ大会】</b> 滋賀県米原市において開催した、第79回国民スポーツ大会 ホッケー競技を、市長、副市長、事務局が視察(競技会場および運営、表彰式など)
	10月30日	県国スポ事務局より、県民の機運醸成の一環として「花いっぱい運動」について、実施要項が示され令和8年度実施団体の抽出依頼(Web会議)
	11月23日	<b>【ホッケー普及事業】</b> ホッケ一体験教室 ロッチ中岡さんと一緒に！ホッケーをしよう！を開催 小学生低学年:27名 小学生高学年・中学生:25名
	12月8日	国スポ配宿業務に係る会場地市町村ヒアリング
	12月11日	(公財)日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において、令和10年(2028年)開催の第82回国民スポーツ大会(本大会及び冬季大会)の競技別会期を決定 ホッケー競技会期を <u>令和10年10月6日(金)～10月10日(火)の5日間</u> と決定
	12月25日	第82回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会 第2回総会を開催 併せて、第1回常任委員会を開催

## わたSHIGA輝く国スポ ホッケー競技観察(米原市)について

- ① 期日 : 令和7年10月3日(金) 観察者 : 駒ヶ根市実施本部(部課長)
- ② 期日 : 令和7年10月4日(土)・5日(日) 観察者 : 市長、副市長、教育次長、事務局



【選手・観戦者歓迎の横断幕】



【手づくり応援旗】



【小学生や中学生が育てた花いっぱい運動】



【歓迎のおもてなしグッズ】



【国スポグッズ・記念品販売】



【おもてなし飲食ブース】



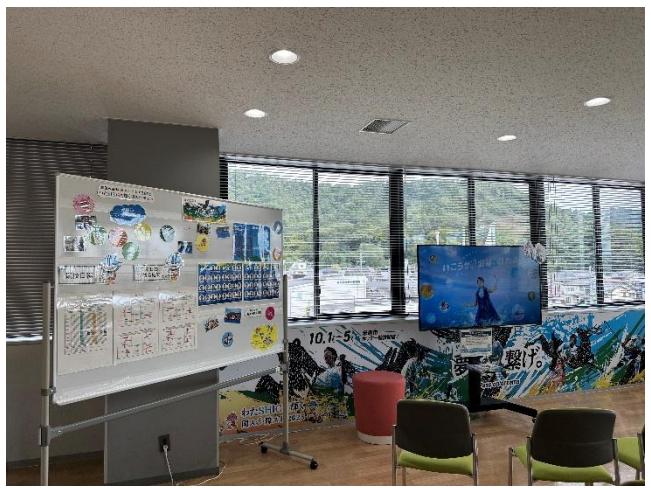
【 休憩スペース 】



【 ウエルカムボード 】



【 米原市役所 PR 装飾 】



【 米原市役所フリースペース ホッケーブース 】



【 米原市役所 ホッケーブース 】



【 米原駅 歓迎装飾 】

## 常任委員会から総会への報告事項について

第82回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会 第1回総会において、常任委員会に委任した事項について、会則第12条第9項の規定に基づき報告します。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊、医事及び衛生(おもてなし)に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

## 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画

第 82 回国民スポーツ大会の成功に向け、市民の総力を結集して、本市を訪れる全ての方を温かく歓迎するとともに、夢や感動、そして「信州駒ヶ根ハーフマラソン」で培った連帯感を市民全員が共有できる大会を目指し、さらに、ホッケータウンとして、本市の多様な駒ヶ根ブランドを発信しながら、新たなレガシーの創出につなげていくため、駒ヶ根市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関および関係団体(以下「県等」という。)と緊密に連携しながら、第 82 回国民スポーツ大会の開催を通じて、市民のスポーツへの関心度を高め、スポーツの更なる普及・発展につなげていくとともに、様々な分野のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な企画立案と個別計画の連絡調整を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力の下、創意工夫をこらした魅力あふれる第 82 回国民スポーツ大会を目指し、適切で効率的な財政の運営を図る。

#### (3) 広報

第 82 回国民スポーツ大会に対する市民総参加の意欲や機運を高めるため、積極的かつ効果的な広報活動を開催するとともに、「アルプスがふたつ映えるまち 駒ヶ根」の自然、歴史、文化、産業など様々な魅力やブランドを発信する。

#### (4) 市民運動・協創

第 82 回国民スポーツ大会の開催の意義を理解し、市民がボランティアやサポーター等として、積極的に参加し、大会を盛り上げていくことを通じて、市民がともにつながり、ともに創るまちづくりの推進につなげる。

#### (5) 観光・おもてなし

第 82 回国民スポーツ大会のために本市を訪れる全ての方々に、本市の様々な魅力やブランドに触れていいただき、心のこもった「おもてなし」で歓迎する。

#### (6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、効率的に整備する。

#### (7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫をこらし、記憶に残る温かみのある式典を目指す。

(8) 施設

アスリートのプレーの発揮や安全かつ円滑な競技運営のため、第 82 回国民スポーツ大会の競技施設基準に基づく施設環境の整備を図るとともに、開催後の更なる振興やレガシー創出を視野に入れた整備を進める。

(9) 宿泊

大会に参加する選手等を、温かいおもてなしの心でお迎えし、県・関係団体および宿泊施設等と、緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図る。

(10) 医事・衛生

県等の協力を得ながら国スポ大会に関わる全ての方の安全を確保するとともに、より快適な環境下で開催できるよう、医療機関や関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送交通

本市の交通事情および競技会場周辺地域の交通事情を勘案し、交通事業者等と緊密な連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備消防

競技会場その他の大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災、警備体制の確立を図る。

## 2 年次計画

第 82 回国民スポーツ大会の駒ヶ根市開催推進総合計画の年次計画は、別表1のとおりとする。

なお、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表1) 第82回国民スポーツ大会 駒ヶ根市開催推進総合計画【年次計画】

項目	年度	令和7年度(2025年度) (3年前)	令和8年度(2026年度) (2年前)	令和9年度(2027年度) (1年前)	令和10年度(2028年度) (開催年)
区分	主要業務	実行委員会設立総会 第1回総会	第2回総会	第3回総会	第4回総会
		第1回常任委員会	第2回常任委員会	第3回常任委員会	第4回常任委員会
		専門委員会			
総務企画関係	キックオフイベント			国スピリハーサル大会開催	国スポ大会開催
	総務企画	開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理 リハ・本大会ガイドライン策定	マニュアル策定・運用 御成対応関係協議・調整	マニュアル策定・運用
	財務	実行委員会予算編成・執行・管理・決算	協賛取扱要領検討 協賛取扱要領検討	協賛推進	
	広報	広報基本計画策定	広報啓発活動推進	各種活動記録・編集	報告書作成
	市民運動協創	市民運動・協創基本計画策定	市民ボランティア募集 県民運動との連携・実施	リハ大会活動 運動推進 子ども・若もの参画	本大会活動
	歓迎接伴	歓迎接伴基本計画策定	要領制定・推進 案内所・休憩所・売店計画要領制定 歓迎企画・装飾要領制定	観光ガイドブック製作 リハ大会売店募集・運営 リハ大会歓迎企画実施	観光ガイドブック配布 本大会売店募集・運営 本大会歓迎企画実施
	競技式典関係	競技運営基本計画 競技開催日程決定	実施計画策定 リハ実施要項策定 競技記録・情報発信要領制定	リハ大会開催 リハ大会実施要項策定	本大会開催
	式典	式典基本計画策定	子ども・若者の参画／市民総参加	リハ大会実施	本大会実施
	施設	県との協議調整	人工芝新設・既存施設改修・備品整備等	リハ大会実施後精査・充足	本大会実施
おもてなし(宿泊衛生)関係	宿泊	宿泊基本計画策定	県・会場市町による合同配宿についての協議調整	配宿計画の策定 配宿センターの設置 県一括契約設置委託	配宿センター宿泊受付 チーム等との連絡調整 広域配宿の実施・引受市町との連絡調整
	医事			医療救護要領策定 感染症対策要領策定	リハ大会 救護所設置運営・事後考査 感染症対策実施・事後考査
	衛生	医事衛生基本計画策定	弁当調達要領策定	リハ大会 食品衛生対策実施・事後考査 環境衛生対策実施・事後考査	本大会 救護所設置運営 感染症対策実施
	観光おもてなし	総務企画関係(歓迎・接伴)と連携			
輸送交通関係	警備消防	警備消防防災基本計画策定	警備対策要領制定 消防防災対策要領制定	リハ大会 警備消防防災等運営	本大会 要領精査
	輸送交通	輸送交通基本計画策定	輸送対策要領策定 駐車場対策要領策定	リハ大会 輸送交通誘導等運営	本大会 要領精査

## 第82回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会 専門委員会の設置

### 1 専門委員会とは

専門委員会は、常任委員会からの付託事項（※1）について調査・審議、委任事項（※2）について審議・決定する組織となります。

※1 常任委員会からの付託事項（基本計画等） ⇒ 調査・審議 → 常任委員会で承認

※2 常任委員会からの委任事項（要項・事業実施等） ⇒ 審議・決定 → 常任委員会に報告

駒ヶ根市実行委員会では、(1)総務企画専門委員会、(2)競技式典専門委員会、(3)おもてなし（宿泊・衛生）専門委員会、(4)輸送交通専門委員会の4つを設置します。

### 2 各専門委員会の調査・審議事項

専門委員会名	付託事項・委任事項	概要
総務企画専門委員会	総務企画関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催推進総合計画進行管理、個別計画等の調整等</li> <li>・大会ガイドライン及びマニュアル策定等</li> <li>・大会運営及び記念行事など総合的企画に関すること 等</li> </ul>
	財務関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会開催経費等の積算、予算、協賛 等</li> </ul>
	広報関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・機運醸成・啓発推進、大会報告書編成 等</li> </ul>
	市民運動・協創関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・ボランティア、花いっぱい運動・学校観戦 等</li> </ul>
	歓迎及び接伴関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・おもてなし会場、案内所・休憩所・売店、歓迎企画装飾 等</li> </ul>
競技式典専門委員会	競技運営関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（含：競技会場設営等）等及び実施計画策定</li> <li>・競技運営（役員・ボランティア、用具、練習会場等）</li> </ul>
	式典関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・競技別開閉会式、表彰式 等</li> </ul>
	施設関係 (競技会場設営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設営準備計画等の検討、会場装飾、情報通信 等</li> </ul>
おもてなし（宿泊・衛生）専門委員会	宿泊関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・配宿計画、食事（献立） 等</li> </ul>
	医事・衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生 等</li> </ul>
	観光・おもてなし関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画専門委員会（歓迎及び接伴関係）連携</li> </ul>
輸送交通専門委員会	輸送・交通関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・駐車場、車両誘導計画の検討 等</li> </ul>
	警備・消防防災関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等策定</li> <li>・警護、警備員配置計画、防災計画の検討 等</li> </ul>

# 第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会 専門委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会会則第 13 条の規定に基づき、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびに第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表2のとおりとする。

## (役員)

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長および委員は、第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会会长(以下「会長」という。)が委嘱する。

## (任期)

第4条 専門委員会の任期は、会長が委嘱した日から実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規程にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役員を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。  
3 会長は、専門委員に特別な事情が生じたその時はその職を解き、必要に応じて補充することができる。

## (委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順位により、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。  
3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。  
ただし、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。  
この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。  
  
4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から前条(第5項を除く。)までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和7年12月25日から施行する。

別表2（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務、広報および市民運動・協働に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 他専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
おもてなし専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第 82 回国民スポーツ大会 駒ヶ根市実行委員会 専門委員会組織構成

順不同・敬称略

①総務企画専門委員会

No	選出区分	所属機関・団体
1	スポーツ	駒ヶ根市スポーツ協会
2		駒ヶ根市スポーツ推進委員
3	産業・経済	駒ヶ根商工会議所
4		上伊那農業協同組合駒ヶ根支所
5	学校・教育	駒ヶ根市PTA協議会
6		長野県立赤穂高等学校
7		長野県立駒ヶ根工業高等学校
8	宿泊・観光	駒ヶ根観光協会
9		商連こまがね
10	医療・福祉	駒ヶ根市社会福祉協議会
11	社会団体等	駒ヶ根市区長会
12		駒ヶ根市分館長主事会
13		駒ヶ根青年会議所
14	市	駒ヶ根市総務部総務課
15		駒ヶ根市総務部企画振興課
16		駒ヶ根市総務部財政課
17		駒ヶ根市総務部税務課
18		駒ヶ根市会計室

②競技式典専門委員会

No	選出区分	所属機関・団体
1	スポーツ	駒ヶ根市スポーツ協会
2		駒ヶ根市スポーツ推進委員
3		駒ヶ根市スポーツ少年団
4	競技団体	長野県ホッケー協会
5		駒ヶ根市ホッケー協会
6	学校・教育	駒ヶ根市小中学校校長会
7		長野県立松本筑摩高等学校(高校専門委員長)
8	市	駒ヶ根市議会事務局
9		駒ヶ根市教育委員会子ども課

③おもてなし(宿泊・衛生)専門委員会

No	選出区分	所属機関・団体
1	宿泊・観光	駒ヶ根観光協会
2		早太郎温泉事業協同組合
3	医療・福祉	上伊那医師会南部常会
4		長野県看護協会伊那支部
5	産業・経済	駒ヶ根市赤十字奉仕団
6		駒ヶ根商工会議所
7	飲食・衛生	長野県栄養士会伊那支部
8	社会団体等	駒ヶ根市区長会
9		駒ヶ根伊南シルバー人材センター
10		高齢者クラブ
11		ボイイスカウト
12		ガールスカウト
13		駒ヶ根市食生活改善推進協議会
14		花と緑と水の会
15	市	駒ヶ根市民生部福祉課
16		駒ヶ根市民生部地域保健課
17		駒ヶ根市民生部市民課
18		駒ヶ根市民生部生活環境課
19		駒ヶ根市産業部農林課
20		駒ヶ根市産業部商工観光課

④輸送交通専門委員会

No	選出区分	所属機関・団体
1	輸送・交通	伊那バス株式会社
2		中央アルプス観光株式会社
3		伊南乗用自動車有限会社丸八タクシー
4		赤穂タクシー有限会社
5		こまくさ観光株式会社
6		上伊那貨物自動車株式会社
7	警備・消防	上伊那広域消防本部 伊南北署
8		駒ヶ根市消防団
9		伊南交通安全協会
10		駒ヶ根市青少年育成委員会
11	県	駒ヶ根警察署
12	市	総務部危機管理課
13		建設部建設課
14		建設部都市計画課
15		建設部上下水道課

# 《參考資料》

# 第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会会則

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会駒ヶ根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

### (目的)

第 2 条 実行委員会は、第 82 回国民スポーツ大会において、駒ヶ根市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第 2 章 組 織

### (組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 駒ヶ根市を代表する者
- (2) 駒ヶ根市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### (役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2名

### (役員の選任)

第 6 条 会長は、駒ヶ根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

### (役員の職務)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第 8 条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長が、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 9 条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 10 条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

ただし、総会に出席できない委員は代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名したものがその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関するこ  
と。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項及  
び第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次  
の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審  
議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審  
議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常  
任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する  
時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものに  
ついては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告  
し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、

監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 7 章 解 散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、駒ヶ根市に帰属するものとする。

## 第 8 章 補 則

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この会則は令和7年8月26日から施行する。



# OFFICIAL HOCKEY TOWN



Approved by JHA



駒ヶ根市教育委員会 社会教育課 国民スポーツ大会準備室  
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20-1  
TEL 0265-83-2111 内723 FAX 0265-83-2128